# 議第104号 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい て

#### 1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告(令和4年8月8日付け)等を踏まえ, 給与の改定その他所要の規定の整備をするものです。

#### 2 改正の内容

- (1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正 (第1条~第3条関係)
  - ア 一般職給料表,消防職給料表,教育職給料表及び医療職給料表の改定
    - 一般職給料表,消防職給料表,教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。

なお、この改定による平均引上げ率(一般職給料表)は、0.18パーセントです。

## イ 勤勉手当の支給割合の改定

動勉手当の年間支給割合を、0.1月分(再任用職員にあっては、0.05月分)引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計が、4.3月分から4.4月分(再任用職員にあっては、2.25月分から2.3月分)に増加します。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

(7) 令和4年度

(括弧内は再任用職員 単位:月)

期別	Ę	見行		改 正 案		
区分	期末	勤勉	合 計	期末	勤勉	合 計
6月期	1.2	0.95	2. 15	1.2	0.95	2. 15
	(0.675)	(0.45)	(1. 125)	(0.675)	(0.45)	(1.125)
12 月期	1.2	0.95	2.15	1.2	1.05	2.25
	(0.675)	( <u>0.45</u> )	( <u>1. 125</u> )	(0.675)	( <u>0.5</u> )	( <u>1. 175</u> )
計	2.4	1.9	4.3	2.4	2.0	4.4
	(1.35)	( <u>0.9</u> )	( <u>2. 25</u> )	(1.35)	( <u>0.95</u> )	( <u>2.3</u> )

(イ) 令和5年度以降 (括弧内は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員 単位:月)

期別	Ŧ	見行		改 正 案		
区分	期末	勤勉	合 計	期末	勤勉	合 計
6月期	1.2	0.95	2.15	1.2	1.0	2.2
	(0.675)	( <u>0.45</u> )	( <u>1. 125</u> )	(0.675)	(0.475)	( <u>1. 15</u> )
12 月期	1.2	0.95	<u>2.15</u>	1.2	<u>1.0</u>	2.2
	(0.675)	( <u>0.45</u> )	( <u>1. 125</u> )	(0.675)	( <u>0. 475</u> )	( <u>1. 15</u> )
計	2.4	1.9	4.3	2.4	2.0	4.4
	(1.35)	( <u>0.9</u> )	( <u>2.25</u> )	(1.35)	( <u>0.95</u> )	( <u>2.3</u> )

## ウ 60歳を超える職員の昇給停止

職員の定年年齢の引上げを踏まえ、60歳を超える職員(医師及び歯科医 師を除きます。)については、勤務成績が特に良好である場合を除き、昇給 させないこととします。

# (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第4条・第5条関係)

## ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員(高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を 定めて採用された職員をいいます。以下同じ。)の給料月額を次のとおり引 き上げます。

号給	現行	改 正 案	
1	375,000円	376,000円	
2	422,000円		
3	472,000円	エロイニ じょうり	
4	533,000円	・ 現行どおり 	
5	608,000円		

#### イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を, 0.05月分引き上げます。 【期末手当の各期別支給割合】

(甾位・日)

(単位:月)

## (7) 令和4年度

/	11 11 五十万	<b>4</b>	(手匹・刀)
	期別区分	現 行	改 正 案
	6月期	1. 625	1. 625
	12月期	<u>1.625</u>	<u>1. 675</u>
	計	3. 25	3.3

#### (4) 令和5年度以降

期別区分	現行	改 正 案
6月期	<u>1. 625</u>	<u>1.65</u>
12月期	<u>1. 625</u>	<u>1.65</u>
計	<u>3. 25</u>	<u>3. 3</u>

## (3) 呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第6条・ 第7条関係)

会計年度任用職員の期末手当の年間支給割合を, 0.05月分引き上げます。 【期末手当の各期別支給割合】

令和5年度以降

4	令和5年度以降 (単位:月)				
	期別区分	現 行	改 正 案		
	6月期	<u>1. 225</u>	<u>1. 25</u>		
	12月期	<u>1. 225</u>	<u>1. 25</u>		
	計	2.45	2.5		

# 3 施行期日

- (1) 第1条, 第2条, 第4条及び第6条並びに付則の規定 公布の日(第1条, 第2条及び第4条の規定は, 令和4年4月1日から適用)
- (2) 第3条, 第5条及び第7条の規定 令和5年4月1日